

効率的な行財政運営を目指して 行政改革を進めています

町では、平成18年3月に策定した第四次開成町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、行政改革を進めてきました。平成17年度から22年度までの主な成果は次のとおりです。

企画政策課 ☎84-0312

【組織・機構の見直し】

- 能力評価制度の導入
- 計画期間中に2回の機構改革を実施（福祉課と保険介護課の分割、自治活動応援課の創設など）
- 重点事業に対し重点的な職員配置を実施
- 政策形成機関として三役部長会議を定期的に開催

【財政運営の健全化】

- 経常収支比率、起債制限比率等の目標を定め財政運営の健全化を推進
- 計画的で組織横断的な滞納整理を推進
- ホームページなどで財政状況や予算編成過程を公表
- 下水道使用料の料金を改定
- 自治会に対する各種補助金の統合

【協働の推進】

- 「あじさいのまち開成自治基本条例」の制定（平成19年度）
- 「開成町パブリックコメント手続条例」の制定（平成20年度）

【事務事業の見直し】

- 250万円以上の請負工事にて工事成績評価制度を実施
- 事務事業評価（事業の成果などを指標によって評価する方法）や施策評価を実施

【効率的な行政運営】

- 指定管理者制度（条例で定める範囲内で業務を民間事業者などに委ねること）の導入（福祉会館、地域集会施設、自転車等駐車場、開成水辺スポーツ公園）
- 開成南小学校の給食調理業務を民間委託
- 一般廃棄物収集運搬業務の見直し（単価契約の導入）
- 職務能力や業績評価に基づく管理職の期末勤勉手当の支給
- オンライン手続きができるよう電子申請、届出システムを整備
- 電子入札システムの整備と実施
- 県西地域2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）における合併の検討を進め、合併に関する結論を出し公表

第四次開成町行政改革大綱 （改訂版）を策定しました

これまでの第四次開成町行政改革大綱（集中改革プラン）は、行政改革に関する国からの指針に基づいた内容としましたが、その後は、市町村の行政改革に関する国からの指針などは示されていません。

町では町行政を取り巻く環境変化に応じた行政改革の取り組みを引き続き進めていく必要があることから、これまでの大綱に時点修正を加え、平成23年度から24年度を計画期間とする第四次開成町行政改革大綱（改訂版）を策定し、これに基づいた取り組みを進めています。

なお、全面的な見直しをする次期行政改革大綱の計画期間は、次期開成町総合計画（まちづくりの総合的な指針）の期間に合わせ平成25年度からとします。

第四次開成町行政改革大綱 （改訂版）における修正点

- ①これまでの成果を踏まえ継続的取り組みを進めます
第四次開成町行政改革大綱に基づいて、72の講ずべき措置事項について、年度ごとに取り組み状況の点検を行ってきました。

その結果、目的を概ね達成した項目が58項目（80％）ある一方で、目的達成度が十分でない項目が14項目（20％）ありますので、原因を踏まえ、改訂版に位置づけたうえで継続的な取り組みを進めていきます。

②地域主権を進めるための住民との協働の強化

地域の課題の把握とその解決策を地域住民と一緒に考えていく協働の取り組みを強化していく必要があります。そのための具体的な取り組みを進めます。

③広域行政の更なる推進

多様化する住民サービスへの対応を図るため、他の市町村と連携し広域連携をさらに進めていく必要があります。その成果として行政の効率化を図っていくことが求められています。具体的な対応として、電算システムの共同化、消防組織の広域化などを進めます。

そのほか、平成22年度に行った事業仕分けの対応方針の実現に向けた取り組みなどを改訂版に位置づけたうえで、町行政改革推進委員会の皆さんの意見を聞きながら総合的な取り組みを進めていきます。

9月10日は下水道の日



下水道生きものすべてのいのちのわ

（平成23年度下水道推進標語）

下水道は、皆さんの安全で快適な生活を確保し、河川、湖、海などの公共水域の水質汚濁防止に重要な役割を果たし、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設です。

下水道に関する理解と関心を深め、下水道の普及とその十分な活用促進のため9月10日を「下水道の日」と定めています。

☎上下水道課 ☎84-0319

○下水道はなぜ必要なの？

自然界にはある程度まで自然のシステムによる汚水の自浄作用があり、川や海も水をきれいにする力を持っています。

しかし、工場から出る合成洗剤による排水などの汚れは、はるかに自然の浄化力を超えています。また、昔に比べて各家庭からの排水量が増えたため、川や海の力だけでは水をきれいにすることができなくなりました。下水道はこれらを助けるため、幾重にも処理施設を設け、人工的なフィルターを通して水を

きれいにし、自然に帰してくれます。

○下水道の役割

生活環境の改善
くみとり便所が水洗便所になり、衛生的で快適な生活ができるようになります。また、浄化槽の排水が小水路や道路側溝に流れることがなくなるため、悪臭や蚊・ハエなどの害虫の発生を防いで、街がきれいになります。

水質の保全

生活排水など汚れた水が川や海などに直接流れ込むことがなくなり、美しい水を取り

戻すことができます。

○公共下水道への早期接続をお願いします

下水道が利用できるようになった区域では、建物の所有者は下水道法により公共下水道への接続が義務付けられています。下水道に接続していただくことにより、はじめて下水道の目的が達成されることとなります。

○接続工事の流れ

- ①見積り・契約
下水道接続工事は町に登録された指定工事店でな

れば行えません。指定工事店に見積りを依頼して工事内容、金額について十分検討して契約してください。

- ②工事の施工
指定工事店が町に工事の申請を行い、町が設計審査を行ってから工事を始めます。
- ③工事の完成
工事が完了し、公共下水道の使用を開始するときは、使用開始届を提出していただきます。
- ④工事の検査
工事が完成した後、設計のとおり施工されているかが町が検査を行います。検査に合格すると検査済証を交付します。

○工事費用の融資あつ旋制度

公共下水道に接続されたかたが町と協定を結んでいる金融機関から融資を受けられる場合、利子分を町が負担する制度です。ぜひご利用ください。

下水道ふれあいまつり

水環境に対する下水道への理解と関心を深めていただくことを目的として、下水処理場の施設を開放する「下水道ふれあいまつり」が開催されます。

下水処理場の見学や子ども学習教室で下水道のしくみを学ぶことができます。

- 日時** 10月22日（土）
午前10時～午後3時
- 場所** 酒匂川流域下水道
扇町管理センター内
しらさぎ広場
- 交通** 小田原市扇町6-819
小田急線蛭田駅下車徒歩約10分・大雄山線五百羅漢駅下車徒歩5分

☎公益財団法人神奈川県
下水道公社総務部企画課
☎0463-5517438

